



Insurance IFRS Newsletter

Issue 57, February 2017

「2017年2月の決定によって、IFRS第17号の公表はすぐそこまで近づいている」

— KPMG International Standards Group, KPMGグローバルIFRS 保険リーダー
Joachim Kölschbach

保険契約プロジェクトの総仕上げ

2017年2月、IASBは、外部検証で寄せられたフィードバックから派生した論点に対処し、新たな保険契約に関する基準書のドラフト（IFRS第17号草案）の作成を行った。

集約のレベルに関する免除規定

IASBは、法令または規制によって契約の保険料率または契約の給付の水準の設定が具体的に制限されている場合には、集約のレベルに関する規定の適用を免除することで合意した。

見積りの変更の認識

財務リスク以外のリスクから生じる将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更（実績調整が直接の原因である変更を含む）は、契約上のサービス・マージン（CSM）で調整する。さらに、実績調整の定義には投資要素を含めない。

CSMの解放

IASBは、各事業年度の当期純利益に認識するCSMの金額は、CSMに対して他のすべての調整を加えた後のCSMを配分することによって算定するという従前の提案を確認した。

残りの論点

IASBは、IASB及び外部レビューワーによるIFRS第17号草案の見直しから生じた様々な意見にも対処した。

次のステップ

IASBスタッフは、ドラフト作成プロセスを継続中であり、2017年5月にIFRS第17号を公表することを見込んでいる。

内容

集約のレベルに関する免除規定	2
見積りの変更の認識	5
CSMの解放	8
残りの論点	10
別表：IASBの再審議の要約	17
マイルストーンと今後のスケジュール	29

集約のレベルに関する免除規定

IASBは、法令または規制によって契約の保険料率または給付の水準の設定が具体的に制限されている場合には、集約のレベルに関する規定の適用を免除することで合意した。

規定案の内容

測定の目的上、企業は保険契約ポートフォリオを以下のグループに分類することとなる。

- 当初認識時点で不利な契約
- 当初認識時点で不利になるリスクが軽微な契約
- 上記の要件を満たさない契約

発行日が1年超離れている契約は、同じグループに含まれない¹。

論点

地域によっては、法令または規制によって、企業が個々の保険契約者のそれぞれの特性を反映するように保険契約の保険料率または保険契約で提供する給付を設定することが制限されている場合がある（例えば、地域によっては男女同一の保険料率の設定を要求する規定がある）。このような制約は、契約の集約に影響を及ぼす可能性があるため、一部の業界関係者は、企業が特定の保険契約者のリスクをすべて反映するように保険料の設定または給付水準の変更を行う権利を有していないか、もしくはその設定が実務上不可能な契約については、集約のレベルの決定に際しての免除規定をIASBが提供することを提案した。

2016年1月²、IASBはこの問題について検討し、以下の理由により、免除規定を提供しないことを決定した。

- IASBは、収益性の差異は、たとえそれが法令または規制に起因するものであっても、契約間の経済的実態の差異であると考えた。
- IASBが区分を規定すると、恣意的に検討が行われる可能性がある。
- 免除規定を設けると、望ましくない前例を作るおそれがある。

しかし、以上の決定が行われて以来、集約のレベルに関する規定は大幅に変更されてきた。

IFRS第17号草案の外部検証レビューにおけるフィードバックでは、免除規定がない場合、法令または規制が保険料率または給付の水準の設定にどのような影響を及ぼしているかについて、企業の結果に有用な形で反映されなくなるという懸念が提起された。

1 詳細については、IASBのStaff Paper 2B（2017年2月）を参照。

2 詳細については、KPMGの刊行物「IFRS – Insurance Newsletter - Issue 51」を参照。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、作成する情報の有用性が損なわれるほどに集約し過ぎる分類に対し、発行している保険契約の経済的実態を反映する分類レベルの必要性について、IASBが比較考量中であることに配慮した。

IASBスタッフは、いかなる免除規定も以下に該当しなければならないと提案した。

- 保険料率の設定が自主規制の実務によって制限されている（例：将来、法令または規制によって年齢による異なる取扱が禁止される可能性があることを想定して、企業が年齢を考慮せずに契約の保険料率を設定している）契約については、適用が認められない。
- 上記のグルーピングの規定に対してのみ適用される（すなわち、IFRS第17号の測定規定のうちの他のいかなる規定にも、他のIFRSに従って会計処理される他のいかなる規制の影響を受ける取引にも適用されない）。
- 保険契約ポートフォリオが以下に基づき分解可能な場合には、その免除規定の適用の結果、集約のレベルがそのポートフォリオ・レベルとなってはならない。
 - 規制されていない特性の存在
 - 1年超離れて発行されている契約

IASBスタッフは、企業が免除規定を適用する場合には、その旨を開示することも提案した。

IASBの議論

複数のIASBメンバーが、免除規定の制限に関するIASBスタッフの提案への支持を表明した。1名のIASBメンバーは、IFRS第17号では以下の事項を明確にすべきであると述べた。

- その免除規定は、特定の法令または規制に関してのみ適用される（例えば、すべての市民は平等に扱われるという一般法理によって、企業がその免除規定を適用することを認めない）。
- その免除規定の対象である契約であっても、保険契約者にポートフォリオの分解につながる法令または規制の対象以外の他の特性がある場合や、契約が1年超離れて発行されている場合には、異なるグループに分解する。

IASBの決定

IASBは、ポートフォリオを複数の契約グループ（当初認識時に不利なグループ、不利となる可能性が軽微なグループ、及びその他の契約のグループ）に分類するという規定の適用は、法令または規制上、企業が保険契約者の特性に応じて保険料率または給付の水準を設定する実務に対して特定の制約があるため、規定の適用により契約ポートフォリオが上記のグループに分類される場合にのみ、免除されることで合意した。この場合、企業はこのような契約を同じグループに含めることができ、含める場合にはその旨を開示する。この免除規定は、他のいかなる規制の影響を受ける取引にも類推適用されない。

KPMGの所見

2017年2月にIASBが行った決定によって、IFRS第17号に基づき契約が不利になる「唯一の」理由が、保険契約者の特性の差異を反映するように保険料または給付の水準を決定することに対する規制上の制約である場合には、事実上保険者は不利な契約のグループを認識しない。IASBは、保険者の事業の根幹は逆選択の管理に基づく実務であり、法令または規制によって保険者がそのリスクを管理する権限に制限が加えられていることによってもたらされる、(法令または規制の結果としての) 損失を認識すべきではないことを確認している。

このような規制上の制約の例として、男女同一の保険料率に関する規定や、一部の種類の保険について地理的特性、保険契約者の特定の健康状態や年齢を考慮しないよう要求する規定がある。

この決定によって、関係する企業は経営者報告及び現行の会計処理並びに(あるいは)規制上の目的ですでに用いているであろうレベルと同様のレベルで、IFRS第17号に基づいてこれらの契約を測定し会計処理を行うことが出来る可能性が生じる。ただし、他の保険契約者の特性に応じて保険料率または給付の水準を実務上設定できる場合には、企業は、グルーピングの規定を適用する際にこれらの特性を考慮することを認識しておかなければならない。したがって、企業は、保険料率の設定に用いているレベルよりも分解されたレベルで、収益性を決定するという困難に直面する可能性が残されている。

企業が男女の区別なく自動車保険ポートフォリオを管理(男女の契約をまとめて管理)しているシナリオにおいて、規制上の制約により、商品レベルで保険料率を設定する際に性別の特性を考慮できない場合を検討する。実務上、男性ドライバーと女性ドライバーとではリスク特性に差異があり、その結果、男性に提供する契約と女性に提供する契約とでは収益性の水準が異なることがわかっており、男性ドライバーに対して発行した契約を一体として見ると、それらの契約は当初から不利とみなされる可能性がある。このシナリオでは、企業は、相互に1年以内に発行した契約については、男女とも単一のグループに含めることができる。

ただし、保険金の実績がドライバーの年齢によって異なっており、差別化が妥当と考えられる要因であるにもかかわらず、企業が保険料の設定の際に年齢の特性を考慮しないという経営意思決定を下している場合には、そのポートフォリオにグルーピングの規定を適用する際には、年齢の特性を考慮することになる。したがって、そのポートフォリオは、年次コーホート別に分類される可能性とともに異なるグループに分解される可能性もある。

見積りの変更の認識

財務リスク以外のリスクから生じる将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更（実績調整が直接の原因である変更を含む）は、CSMで調整する。また、実績調整の定義には、投資要素は含まれない。

従前の規定案の内容

「実績調整」とは、当期におけるキャッシュフロー及び発生した保険金及び費用に関する直近の仮定と、当期における実際のキャッシュフロー及び発生した保険金及び費用との差額である。

原則として、企業はそれぞれの項目を以下のように処理することとなる。

- 「実績調整」は、現在または過去のサービスに関連するものとみなして、当期純利益に認識する。
- 「将来キャッシュフローの見積りの変更」は、将来のサービスに関連するものとみなして、CSMの調整として認識する。ただし、CSMが負の値となることはない（一般原則）。

2016年11月、IASBは、実績調整が契約グループに係る将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更をもたらす直接の原因である場合には、実績調整とそれが直接の原因となって生じた見積りの変更とを合算した影響をCSMで調整せず、当期純利益に認識することを提案していた。同様に、変動手数料アプローチに基づき測定する契約の場合、基礎となる項目に影響を及ぼさない財務リスク以外のリスクから生じる実績調整及びそれが直接の原因となって生じた将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更は、CSMで調整せず、当期純利益に認識することとなっていた³。

論点

IFRS第17号草案の外部編集レビューにおけるフィードバックでは、どの将来キャッシュフローの見積りの変更が、当期の実績調整が直接の原因となって生じたことを理由に、当期純利益に計上されることになり、どの変動がCSMで調整されるかが不明確であることが示されていた。

一部の業界関係者は、実績調整の合算した影響を当期純利益に認識するという規定案によって、実務上複雑性が増すことになるという懸念も提起した。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、IASBがこの規定を提案した目的は、当期の損失または利得とその後の将来キャッシュフローの変動を、将来の期間において利得または損失を相殺して認識しないようにすることにあると指摘した。しかし、多くの場合実績調整が直接の原因となって生じた将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更が相殺される結果となることはなく、このような場合に例外規定を上記の一般原則に適用することは想定されていなかった。

IASBスタッフは、実績調整が直接の原因である将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更の影響は、相殺される影響を有する場合にのみ、当期純利益に認識することが代替的なアプローチとなり得ると考えた。しかし、IASBスタッフは、このような一般原

³ 詳細については、KPMGの刊行物「IFRS – Insurance Newsletter - Issue 56」を参照。

則に対する例外規定によって、実務上複雑性が著しく増すことになることを認識していた。IASBスタッフは、この問題については、一般原則に対する例外規定を要求しないことが、IFRS第17号においてより簡便なアプローチになると指摘した（すなわち、実績調整が直接の原因である将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更は、他の非金融変数の仮定の変更の影響と同様に、CSMで調整することになる）。

投資要素の見積りの変更は、従前の定義案に基づくと実績調整とみなされていたことを踏まえ、IASBスタッフは実績調整の定義を見直して投資要素を除外することも提案した。

IASBの議論

複数のIASBメンバーは、実績調整が直接の原因である将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更において、その識別に伴う労力によって生じる実務上の複雑性が解消することを理由に、IASBスタッフの提案に同意した。

IASBの決定

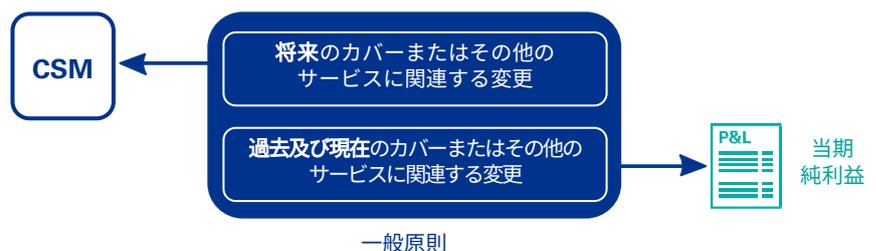
IASBは、財務リスク以外のリスクから生じるすべての将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更は、CSMで調整するというIASBスタッフの提案に同意した。変動手数料アプローチに基づき測定する契約の場合、将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更のうち、基礎となる項目に関連しないもの及び財務リスク以外のリスクから生じるものはすべて、CSMで調整することとなる。CSMで調整する将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更には、実績調整が直接の原因である変更も含まれるが、以下の場合は除かれる。

- 既発生保険金に関連する変更
- 見積りの増加分がCSMの帳簿価額を上回る場合（減少分は損失要素に配分される）

IASBは、実績調整の定義を見直して投資要素を除外することにも同意した。

KPMGの所見

2017年2月のIASBの決定によって、従前の例外規定案は削除されその結果、一般原則はすべてそのまま引き継がれている。



例えば、企業が生命保険契約のグループを発行しているとする。その後、初年度における実際の死亡率は、予想された死亡率の80%であった（すなわち、当期に発生した死亡数は予想よりも少なかった（当期末まで生存した保険契約者数は予想よりも多かった））。以下の表は、IASBの最新の決定に基づき、この事象が保険契約負債の当初認識後の測定にどのように反映されるかについて説明したものである。

期首からの見積りの変更の影響	IFRS第17号の規定案	影響
当期の実際の死亡率は、過去の予想と異なっている（当期のキャッシュフローの影響）。	現在のカバーに関連する変更であることによって当期純利益に認識される実績調整	予想される給付の支払いに基づく収益におおむね変更はないが、当期に予想を下回る死亡保険金が発生している。その影響は、保険金として当期純利益に認識される。
当期の実際の死亡率は、過去の予想と異なっている（将来予想されるキャッシュフローへの影響）。	CSMでの調整。これは、IASBの最新の決定の対象であった。この決定は当期純利益に影響を及ぼすものである。	将来キャッシュフローは、過去の見積りよりも多くの契約について将来のサービスを提供する現在の義務を反映するように変更することになる。なぜなら、将来の期間において、当期首時点の見積りよりも多くの契約が有効に存続するからである。 この影響は、当期に解放されるCSMが当期中のCSMの変動について調整した後に計算されることにより、一部相殺される。

また、実績調整の定義を見直して発生した保険金及び費用の変動から生じる投資要素を除外するというIASBの決定によって、投資要素の期限前償還または繰延償還が実績調整に影響を及ぼす可能性があるという懸念は解消する。企業は、発生した保険金及び費用の変動による投資要素の影響を自らのシステム及びプロセス上別個に識別できるようにしなければならない。なぜなら、投資要素は実績調整としてみなされることも処理されることもなくなるからである。

契約のサービス・マージン（CSM）の解放

IASBは、各事業年度の当期純利益に認識するCSMの金額は、CSMに対する他のすべての調整を加えた後のCSMを配分することによって算定するという従前の提案を確認した。

従前の規定案の内容

各事業年度の当期純利益に認識する保険契約グループに係るCSMの金額は、以下のよう
に算定されることとなっていた。

- グループ内の契約の予想されるデュレーション及び規模を反映して、グループ内のカバー単位を識別する。
- 報告日現在の(当期純利益への解放を認識する前の)CSMを、当期に提供したカバー単位と将来提供することが見込まれるカバー単位に配分する。
- 当期に提供したカバー単位に配分した金額を当期純利益に認識する⁴。

論点

保険契約グループのCSMの当期及び将来の期間への配分額は、カバー単位の数に対して当期の実績及び将来に関する仮定の変更（例：実績調査の結果、将来の失効率に関する将来の仮定の変更）を反映する調整を加えた後に算定されることになる。

IASBは、IFRS第17号草案の外部検証レビューにおいて、将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更は将来の期間のキャッシュフローにのみ影響を及ぼすため、当期純利益に認識するCSMの金額は、（当期に提供したサービスを反映するように）将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更について調整する前に算定することを提案するコメントを受け取った。一部の業界関係者は、仮定の見直しを行う時期をどうするかによって当期純利益に直接的な影響が及ぶため、従前の規定案は、仮定の見直しを行う時期に関する経営者の意思決定に影響を及ぼす可能性があることを示唆した。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、非金融変数の仮定（例：失効率）の変更を観察できることはほとんどないため、非金融変数の仮定の変更が必要となるほどの状況の変化が実際に発生した時期を判断することは難しいことを指摘した。実績調整が直接の原因ではない非金融変数の仮定の変更のほとんどは報告日時点で行われるが、その変更は期間にわたって（すなわち、当事業年度にわたって）発生した状況の変化を表している。したがって、IASBスタッフは、従前の規定案に変更を加えないことを提案した。

IASBの決定

IASBは、IASBスタッフの提案に同意し、各事業年度の当期純利益に認識する保険契約グループに係るCSMの金額は、期首時点のCSMの帳簿価額に対して他のすべての調整を加えた後のCSMの帳簿価額を配分することによって算定するという従前の決定を確認した。

4 詳細については、IASBのStaff Paper 2A（2017年2月）を参照。

KPMGの所見

企業は通常、実績調査を通じて過去の実績とともに、直近の実績を定期的に見直している（例：失効率）。これらの調査（将来の期間に見込まれる観察可能な傾向を含む）は、将来キャッシュフローの見積りを決定する（例：将来の失効率の仮定を将来に向かって変更する）際に利用される。

これらの見積りの変更は、通常将来のカバーまたはサービスに関連する変更とみなされるが、その変更を行った事業年度の当期純利益に認識するCSMの金額を配分する際に考慮されることになる。なぜなら、(2017年2月にIASBが確認したとおり) CSMの解放は、CSMの帳簿価額に対して他のすべての調整を加えた後に算定されるからである。

これは、仮定の変更は（事業年度の末日時点ではなく）長期間にわたって発生するものであるため、その影響の一部は将来の期間とともに当期にも帰属するというIASBの見解を反映している。

場合によっては、当期の実績が将来キャッシュフローの見積りの変更に影響を及ぼすこともある。このような場合、その実績調整について当期純利益に認識する金額とCSMの解放の一部として認識する金額との間で、その全体の影響が減少する可能性もある。ただし、そのような減少がない場合もあり得る。

仮定の変更がCSMの配分によって当期の業績に著しい影響を及ぼす場合には、企業は、財務諸表利用者がその変更の影響が及ぶ財務諸表項目及びその影響の重要性を理解できるように、追加開示の必要性について検討することが必要になる。

残りの論点

IASBは、IASB及び外部レビュー
ワーによるIFRS第17号草案のレ
ビューから生じた様々な意見に
も対処した。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、IFRS第17号草案に関するフィードバックに対応したその他の変更または明確化の案件を要約し提案した。このリストは、公開草案「保険契約」(ED/2013/7) (本公開草案) または保険契約プロジェクトの再審議においてIASBが行った過去の決定の変更または明確化を伴う重要な論点を表示したものである。審議された論点をすべて網羅したリストについては、“[February 2017 IASB staff paper 2C](#)”を参照。

論点	提案
相互扶助	
<p>参照：2015年5月のIASB会議⁵</p> <p>一部のレビューワーは、相互扶助が集約のレベル及び保険契約の測定にどのような影響を及ぼすのかについて定めたガイダンスを追加することを要求した。</p>	<p>IASBスタッフは、特定の契約上の規定により他の保険契約に対する支払いまたは他の保険契約からの支払いがある保険契約の会計処理方法を定めたガイダンスをIFRS第17号に含めることを提案し、これらの規定が、発行が1年以内の契約のみをグループ化できることを定めた集約のレベルに関する規定とどのように関連するのかを明確にする予定である⁶。</p> <p>IASBスタッフは、完全な相互扶助にある契約について、IASBは、年次別にグループ化した場合と相互扶助にある契約を単一のポートフォリオにまとめた場合とでは結果が同様になることを指摘していることも明確にした。したがって、IASBスタッフは、相互扶助の契約のために集約のレベルに関する規定に修正を加える必要はないと考えた。</p>

5 「IFRS – Insurance Newsletter - Issue 45」を参照。

6 “February 2017 IASB staff paper 2C”のAppendix BにおけるIFRS第17号に追加する文言の案を参照。

論点	提案
集約のレベル	
参照：上記の集約のレベルに関する規定⁷	
<p>一部のレビューワーは、以下のそれぞれの場合をどのように判定するのかを尋ねた。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 契約が当初認識時に不利な場合 - 契約が当初認識時に不利ではなく、かつ不利になる可能性に「重要性」がない場合 	<p>IASBスタッフは、以下を明確にすることを提案した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - IASBは、多くの企業が合理的で裏付け可能な情報を用いて、一連の契約がすべて不利であるか、または不利な契約を含まないかを判定できるようにすることを見込んでいる。これが不可能な場合には、個々の契約レベルでの評価が行われる。 - これらの規定の文脈における「重要性」という用語の使用は、「重要な保険リスク」の定義と同じように解釈されることを意図したものではない。 - 「一連の契約」は通常、これらの規定を満たすのに最も適切な集約のレベルとなる⁸。
<p>一部のレビューワーは、契約グループ内の契約の発行日の範囲が2事業年度以上に及ぶ場合には、企業はどのように報告日現在の適切な割引率を見積るべきかを尋ねた。</p>	<p>IASBスタッフは、企業は報告日までに発行した契約に基づき報告日現在の割引率を見積ることを提案した。企業は、グループの割引率の見積りを、そのグループに新たに発行した契約が加わる期間ごとに更新することになる。</p>
<p>一部のレビューワーは、契約の条件変更によって企業が当初の契約の認識を中止し、新たな契約を認識した場合に、この規定をどのように適用すべきかが不明確であることを表明した。</p>	<p>IASBスタッフは、契約の認識を中止しグループから除く場合には、そのグループに係るCSMを、認識を中止したカバー単位を反映するように調整することを明確にすることを提案した。</p>
<p>一部のレビューワーは、契約グループの認識を中止した場合に、企業は過去にその他の包括利益 (OCI) に認識した金額を当期純利益に振り替えるべきか否かが不明確であることを表明した。</p>	<p>IASBスタッフは、企業は以下を行うことを明確にすることを提案した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 企業が実効金利法または保証利率 (crediting rate) アプローチを適用している場合：過去にOCIに認識した残額を当期純利益に振り替える。 - 企業が当期簿価利回り (current-period book yield) アプローチを適用している場合：過去にOCIに認識した残額は当期純利益に振り替えない。

7 詳細については、「February 2017 IASB staff paper 2B」を参照。

8 「February 2017 IASB staff paper 2C」のAppendix BにおけるIFRS第17号に追加する文言の案を参照。

論点	提案
保険料配分アプローチ (PAA)	
参照：本公開草案の第35-36項	
<p>IFRS第17号草案では、企業は投資要素を有する保険契約グループにPAAを適用することはできないことを提案していた。一部のレビューワーは、投資要素の存在が保険契約の測定に影響を及ぼすことはないことを指摘した。</p> <p>一部のレビューワーは、以下について明確にすることを要求した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - PAAに適格な契約が不利である時期、及び損失を認識すべき時期を判定する方法 - PAAが一般的なモデルの合理的な近似であるか否かの評価をグループ・レベルで行うのか、または個々の契約レベルで行うのか - グループ内の契約のカバー期間は12ヶ月以下であるが、カバー期間の開始日がそれぞれ異なる(すなわち、そのグループ全体のカバー期間は12ヶ月超である)場合に、その保険契約グループをPAAに適格とすることができるか否か 	<p>IASBスタッフは、これを規定にしないことを提案し、代わりにPAAに基づき発生する収益に投資要素を含めないこととするを提案した。</p> <p>IASBスタッフは、以下を明確にすることを提案した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 企業は、カバー期間中の任意の時点において、契約が不利であることを示す事実及び状況がある場合にのみ、契約が不利か否かを評価する⁹。 - PAAをグループ・レベルに適用することによって一般的なモデルの合理的な近似となる場合には、その保険契約グループはPAAに適格となる。 - グループ内の各契約のカバー期間が1年以内である場合には、その保険契約グループはPAAに適格となる。

9 “February 2017 IASB staff paper 2C”のAppendix Bの第20項におけるIFRS第17号に追加する文言の案を参照。

論点	提案
変動手数料アプローチ	
<p>参照：IFRS第17号草案のB97項</p> <p>直接連動の有配当契約は、以下の要件を満たす保険契約と定義する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「契約条件」に、保険契約者が基礎となる項目の明確に特定されたプールの割合に関与することが明記されている。 企業は、基礎となる項目からのリターンの「重要な割合」と同額を保険契約者に対して支払うと見込んでいる。 企業が保険契約者に支払うと見込んでいるキャッシュフローの「重要な部分」は、基礎となる項目からのキャッシュフローに応じて変動することが見込まれている¹⁰。 	
<p>一部のレビューワーは、要件2と3の関係が不明確であると考えた。</p> <p>一部のレビューワーは、基礎となる項目に対する企業の持分が変動することにより直接連動の有配当契約が不利になる場合に、その変動をどのように取り扱うべきかを明確にすることを要求した。</p>	<p>IASBスタッフは、その規定の本質をより明らかにした説明及び「重要な」という用語の解釈に関する説明を提供する草案を作成することを提案した¹¹。</p> <p>IASBスタッフは、企業の持分から生じる、基礎となる項目の公正価値の変動に対するCSMの調整には、以下の項目に対する持分を含めないことを明確にすることを提案した。</p> <ul style="list-style-type: none"> CSMの帳簿価額を超過する公正価値の減少 CSMの帳簿価額を超過した金額を戻し入れる公正価値の増加
基準書におけるインフレの影響	
<p>一部のレビューワーは、インフレを金融変数の仮定として取り扱うべきか否かが不明確であると指摘した。</p>	<p>IASBスタッフは、以下の項目に基づくインフレに関する仮定はそれぞれ次に該当するものであることを明確にすることを提案した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指数、物価またはインフレに連動するリターンを有する資産の価格は、金融変数の仮定である。 特定の価格変動に関する企業の予想は、非金融変数の仮定である。

10 詳細については、IASBの“August 2016 testing questionnaire”の“Topic 2 – Scope of variable fee approach”を参照。

11 “February 2017 IASB staff paper 2C”のAppendix BのB102、B105、B108-B109項におけるIFRS第17号に追加する文言の案を参照。

論点	提案
開示	
<p>一部のレビューワーは、裁量権のある有配当性を有する投資契約についての別個の開示を含めるという規定案が財務諸表利用者にもたらす便益はほんの僅かであることを示唆した。</p> <p>一部のレビューワーは、移行時に修正遡及アプローチまたは公正価値アプローチを適用して測定した契約について、企業は每期履行キャッシュフローに関連する金額を開示する必要があるか否かを尋ねた。</p>	<p>IASBスタッフは、裁量権のある有配当性を有する投資契約を別個に開示するという特定の規定を削除することを提案したが、開示の集約に関する一般原則は適用されることになることを指摘した。</p> <p>IASBスタッフは、これらの移行アプローチを適用して測定する契約の影響を識別することを求める開示規定は、CSM及び収益にのみ適用される（すなわち、履行キャッシュフローにも適用されるわけではない）ことを提案した。</p>
契約の境界線	
<p>一部のレビューワーは、企業は契約の境界線を報告日ごとに再評価すべきか否かを尋ねた。</p> <p>一部のレビューワーは、契約の境界線に関するガイダンスが2013年度の公開草案から修正された理由を尋ねた。</p>	<p>IASBスタッフは、契約の境界線を、契約のカバー期間内の各事業年度において再評価することを明確にすることを提案した。</p> <p>IASBスタッフは、その修正は不整合を解消するために行われたことを指摘した。IASBスタッフは、将来の期間に関連するリスクを考慮した保険料率設定の影響は、企業が特定の保険契約者及び保険契約ポートフォリオに関連するリスクを完全に反映するように保険料率を設定できるか否かを評価する際と同様に適用されるべきであると考えた。</p>
企業結合	
<p>参照：IFRS第3号「企業結合」の第17項</p> <p>既存のIFRS第3号に基づき、企業結合において、取得企業は、契約の開始（または条件変更）時に存在する事実及び状況に基づき、その契約が保険契約か否かを判定する。</p> <p>この規定は引き続き適用されるべきであるとするレビューワーがいる一方で、この規定は企業結合で取得した契約の当初測定に関する規定と整合するように（すなわち、取得日時点の見積りを用いて測定するように）修正すべきであると提案するレビューワーもいた。</p>	<p>IASBスタッフは、保険契約の分類に関する評価を行う日は、その契約の測定の基準日（すなわち、取得日）と一致させることを提案した。</p> <p>IASBスタッフは、このIFRS第3号の修正は、IFRS第17号の適用日以降に行われる企業結合にも遡及適用されることを指摘した。</p>

論点	提案
期中財務報告	
<p>参照：IAS第34号「期中財務報告」</p> <p>一部のレビューワーは、IAS第34号の規定が保険契約の測定にどのように適用されるのかを定めたガイダンスを要求した。</p>	<p>IASBスタッフは、企業は、期中財務諸表または年次報告期間においてIFRS第17号を適用する際に、過去の期中財務諸表に認識した金額を再計算しないこととすることを提案した。</p>
その他	
<p>一部のレビューワーは、付加価値税(VAT)を収益に含めるべきか否かを尋ねた。</p>	<p>IASBスタッフは、取引に基づく税金(VATを含む)に関連する金額は収益から除外することを明確にすることを提案した。</p>
<p>一部のレビューワーは、IFRS第17号草案で公正価値測定が要求されている場合に、公正価値測定のレベルをどうするかが不明確であると指摘した。</p>	<p>IASBスタッフは、公正価値測定は保険契約グループのレベルで完結することを明確にすることを提案した。</p>
<p>一部のレビューワーは、「カバー単位」という用語が何を意味するのかを明確にすることを要望した。</p>	<p>IASBスタッフは、グループの「カバー単位」の数量とは、そのグループ内の契約で提供するカバーの総額であり、個々の契約別に、その契約に基づき提供する給付の量及びその契約の予想されるデュレーションを考慮することによって算定されることを明確にすることを提案した。</p>
<p>一部の業界関係者は、特定の企業が自らの負債性及び資本性金融商品を買戻した際にそれらの項目を当期純利益を通じて公正価値で測定する(FVTPL)ことを選択できる規定の適用範囲及び内容について明確にすることを要望した。</p>	<p>IASBスタッフは、以下を提案した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - この選択は、各金融商品の当初認識時に行わなければならない、かつ取消不能であることを明確にする。 - IFRS第7号「金融商品：開示」第8(a)項を修正し、例外規定を適用して、その金融資産の公正価値を別個に開示することを要求する。
<p>IFRS第7号は、裁量権のある有配当性の公正価値を信頼性をもって測定できない場合に、発行者がその特性を有する投資契約の公正価値開示を要求しないという、例外規定を提供している。</p>	<p>IASBスタッフは、その開示規定(IFRS第7号の第29(c)及び30項)を削除することを提案した。なぜなら、IFRS第13号「公正価値測定」の規定を踏まえると、その開示規定はもはや不要だからである。</p>

IASBの議論

1名のIASBメンバーは、将来キャッシュフローの見積りが期中報告日において更新され、その後の報告期間においてさらにその見積りの変更が行われた場合に、年次報告期間においてその見積りの変更をどのように取り扱うのが不明確であると考えた。IASBスタッフは、期中報告期間において将来キャッシュフローの見積りの変更が行われてから、その後の期間においても変更が行われているため、企業はその後の報告期間において当初の見積りの計算を再度行うことはないことを指摘した。

別のIASBメンバーは、企業は場合によっては保険契約を個々の契約別に測定して契約が不利か否かを識別する必要があると思わせるような文言をIFRS第17号草案に盛り込むべきではないことを提案した。

IASBの決定

IASBは、IASBスタッフの提案に同意した。

別表：IASBの再審議の要約

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
コメント募集した論点		
契約上のサービス・マージン(CSM)の調整	<ul style="list-style-type: none"> ■ 過去に損失を認識した後、見積りの有利な変動が生じた場合、当該有利な変動は、過去に認識した損失のうち、将来のカバー及びその他のサービスに関連する損失の振戻しとなる範囲で、当期純利益を通じて認識する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 将来のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の過去及び現在の見積りの差は、CSMがゼロを下回ることはないという前提で、CSMに加減される。結果として、過去及び現在の期間のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の変動は、CSMで調整されない (こちらの関連する決定も参照)。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般的な測定モデルに基づき、実績調整または金融変数の仮定の変更によって生じる将来キャッシュフローの現在価値の変動は、CSMで調整されない。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、以下の項目を次のようにみなすことになる。 <ul style="list-style-type: none"> - 実績調整を現在または過去のサービスに関連するものとみなす。 - 将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更（実績調整が直接の原因である変更を含む）を将来のサービスに関連するものとみなす。 ■ ただし、これが当てはまらない状況には以下のものがある。 <ul style="list-style-type: none"> - 将来のサービスに関連して当期に支払われた保険料から生じる実績調整の残存カバーに係る負債の変動。これらの調整は、将来のサービスに関連するものである。 - 発生保険金の見積りの変更。これは現在または過去のサービスに関連するものである。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実績調整の定義には、投資要素を含めない。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は契約開始時に契約に基づく裁量権をどうみなすかを規定し、その規定を適用してCSMに認識すべき裁量権のあるキャッシュフローの見積りの変更の影響を測定しなければならない。このような見積りの変更の影響をCSMに認識するのは、その見積りが一般的な測定モデルに基づき将来のサービスに関連するものとみなされるためである。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 無配当契約について、以下に対して基礎となる項目に係るリターンに影響されない名目キャッシュフローに対する割引率を使用する。 <ul style="list-style-type: none"> - CSMに係る利息計上 - CSMを調整するキャッシュフローの現在価値の変動額の計算 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各事業年度の当期純利益に認識する保険契約グループに係るCSMの金額は、期首時点のCSMの帳簿価額に対して他のすべての調整（例：利息計上、将来のサービスに関連する履行キャッシュフローの変動）を加えた後のCSMの帳簿価額を配分することによって算定する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、以下を開示することとする。 <ul style="list-style-type: none"> - CSMの変動として会計処理している履行キャッシュフローの変動（変動手数料アプローチを適用している場合は除く） - 以下のいずれかにより、企業がCSMの残額を当期純利益で認識することを見込む時期に関する説明 <ul style="list-style-type: none"> • 適切な期間区分を使用した定量ベースの説明 • 定性的情報による説明 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
コメント募集した論点（続き）		
割引率の変動及び他の市場変動による影響をOCIで表示	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、会計方針として、次のいずれかを選択できる。 <ul style="list-style-type: none"> - 割引率及びその他の市場の変動を、当期純利益とOCIとに分解する。 - 保険金融収益または費用を、現在測定ベースを用いて当期純利益に表示する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、市場変数の変動によってもたらされたキャッシュフローの金額の見積りの変動を、包括利益計算書において割引率の変動と整合的に、同じ場所に表示する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 金融変数の仮定の変更によって生じた保険契約の測定の変動を当期純利益とOCIとに分解する目的は、予想保険金融収益または費用合計の契約の存続期間にわたる規則的な配分を当期純利益に表示することである。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 規則的な配分は、契約のキャッシュフローに影響を及ぼさない要因を参照することなく、契約の特性を基礎として行い¹²、契約の終了時にOCI累計額がゼロとなるように行う。 <ul style="list-style-type: none"> - また、金融変数の仮定の変更が保険契約者に対する支払金額に実質的な影響を「及ぼさない」保険契約の場合、規則的な配分は、契約の当初認識時に適用される割引率を用いて算定する。 - 金融変数の仮定の変更が保険契約者に対する支払金額に実質的な影響を「及ぼす」保険契約の場合、規則的な配分は、以下のうちのいずれか1つの方法で算定することができる。 <ul style="list-style-type: none"> • 定率法 • 保証利回りを使用して保険契約者に支払うべき金額を算定する契約の場合、当期に保険契約者に付与する保証額及び将来の期間に付与する見込みの保証額に基づく配分 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 割引率の変動及び他の市場変数の変動による影響の表示に関連する会計方針の変更に對しても、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項が修正されずに適用される。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 適用ガイダンスを追加し、IAS第8号に従い、企業は、契約が含まれるポートフォリオ、保有する資産及び当該資産の会計処理方法を考慮して、類似する契約について一貫した会計方針を選択適用することを明確化する。 	有

12 例えば、資産からの期待運用収益の認識によって履行キャッシュフローに影響を受けない場合には、予想金融収益または費用の配分もその運用収益の影響を受けないことになる。

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
コメント募集した論点（続き）		
割引率の変動及び他の市場変動による影響をOCIで表示（続き）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業が割引率の変動及び他の市場変数の変動による影響をOCIに表示することを選択した場合、企業は、以下の開示を行うことによって、報告期間における保険金融収益または費用の合計額を説明する。 <ul style="list-style-type: none"> - 保険金融収益または費用と企業が保有する関連資産の投資リターンとの関係（当期純利益及びOCIに認識された正味の金融収益または費用の源泉を理解するのに十分な情報を投資家に提供するため） - 企業が当期純利益に表示している保険金融収益または費用を計算するのに使用している方法 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、リスク調整の変動に関連する保険金融収益または費用の一部を、契約グループ全体に係る金融収益または費用を表示する方法と整合的に、当期純利益及びOCIに認識することが認められる。企業がこのような処理を行わない場合には、その変動を保険引受実績の一部として表示する。企業は、どの手法を用いたかを開示する（こちらの関連する決定も参照）。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ PAAで会計処理される無配当契約については、企業が割引率の変動による影響をOCIで表示する場合、発生保険金に関する負債の利息費用を決定するために用いられる割引率は、保険金が発生した日におけるロック・インされた割引率である。これはPAAにおいて不利な契約に係る負債が計上される場合にも適用され、この場合、ロック・インされた割引率は不利な契約に係る負債が認識された日の割引率となる。 	有
保険契約収益	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険料の情報が一般に理解されている収益の概念と一致しない場合には、企業は当該保険料の情報を包括利益計算書に表示してはならない。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は公開草案第56項から第59項、B88項からB91項に記載のとおり、保険契約収益を包括利益計算書に表示する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は以下の情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> - 保険契約資産または負債の構成要素に関する期首残高と期末残高の調整表 - 当期に認識された保険契約収益を算定する際に用いられたインプット - 当期に新たに認識された保険契約が財政状態計算書の金額に与える影響 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ PAAで会計処理される契約においては、保険契約収益は時の経過に基づき認識される。ただし、予想されたリスクの解放パターンが時の経過に基づくものと著しく異なる場合には、保険契約収益は保険金及び給付金の発生が予想される時期に基づいて認識される。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、残存する未配分保険料について、配分方法の変更を禁止されない。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当期純利益に認識した収益から当期に受け取った保険料への調整を行うよう要求する公開草案の第79項の開示は、削除する。 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
直接連動の有配当契約		
変動手数料アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 直接連動の有配当契約（すなわち、以下の要件を満たす契約）の場合、企業が契約から稼得すると見込む変動手数料の見積りの変動はCSMで調整される。 <ul style="list-style-type: none"> - 契約上、保険契約者は基礎となる項目の明確に特定されたプールにおける確定された割合に関与することが明記されている。 - 企業は、基礎となる項目からのリターンの重要な割合と同額を保険契約者に対して支払うと見込んでいる。 - 企業が保険契約者に支払うと見込んでいるキャッシュフローの重要な部分は、基礎となる項目からのキャッシュフローに連動することが見込まれている。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約が変動手数料アプローチの適用範囲に含まれるか否かを評価する場合、基礎となる項目との連動性は、裁量の対象となるが、強制可能なものでなければならない。「強制可能」という概念は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の第10項の規定と整合すべきものである。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、直接連動の有配当契約の基礎となる項目である投資不動産、関連会社に対する投資、自社保有の有形固定資産、自己社債及び自己株式をFVTPLで測定することが認められる。自己社債及び自己株式を買い戻した場合には、この選択をそれぞれの金融商品の当初認識時に行う。この選択は取消不能である。企業は、それぞれの金融資産の公正価値を別個に開示する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、変動手数料アプローチを出再保険契約にも受再保険契約にも適用しない。 	有
	CSMの調整	<ul style="list-style-type: none"> ■ 時の経過に基づき、CSMを当期純利益に認識する。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 基礎となる項目に関連しない財務リスク以外のリスクから生じる実績調整は、当期純利益に認識する。 		有
<ul style="list-style-type: none"> ■ 将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更（実績調整が直接の原因である変更を含む）のうち、基礎となる項目に関連しないもの及び財務リスク以外のリスクから生じるものは、CSMで調整する。 		有
<ul style="list-style-type: none"> ■ CSMで調整する見積りの変更には、実績調整が直接の原因である変更が含まれるが、以下の場合は除かれる。 <ul style="list-style-type: none"> - 既発生保険金に関連する変更 - 見積りの増加分がCSMの帳簿価額を上回る場合（減少分は損失要素に配分される） 		有
<ul style="list-style-type: none"> ■ 基礎となる項目の公正価値の変動に対する企業の持分から生じるCSMの調整には、CSMの帳簿価額を超過する公正価値の減少及びCSMの帳簿価額を超過した金額を戻し入れる公正価値の増加に対する持分は含まれない。 		有
<ul style="list-style-type: none"> ■ 各事業年度の当期純利益に認識する保険契約グループに係るCSMの金額は、期首時点のCSMの帳簿価額に対して他のすべての調整（例：基礎となる項目の公正価値の変動に対する企業の持分の変動、将来のサービスに関連する履行キャッシュフローの変動）を加えた後のCSMの帳簿価額を配分することによって算定する。 		有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
有配当契約（続き）		
直接連動の有配当契約についてヘッジ活動から生じる会計上のミスマッチの会計処理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業が変動手数料アプローチを用いて保険契約を測定し、FVTPLで測定するデリバティブを用いて財務リスクを低減している場合には、企業は、履行キャッシュフローを用いて算定されるこれらの財務リスクの変化の影響をCSMから除外することが認められる。ただし、以下のすべての要件を満たす場合に限る。 <ul style="list-style-type: none"> - 当該リスク軽減が企業のリスク管理戦略と整合している。 - 財務リスクとデリバティブの間に経済的相殺がある。すなわち、財務リスクとデリバティブの価値またはキャッシュフローは、軽減されるリスクの変動に対して同様に反応するため一般的に反対方向に動く。企業は、経済的相殺を評価する上で会計上の測定の違いを考慮しない。 - 信用リスクが経済的相殺に影響を与えない。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は以下を行わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 財務リスクの価値の変動を当期純利益に認識し始める前に、保険契約に組み込まれた財務リスクを軽減するためにデリバティブを使用するための、リスク管理目的とリスク管理戦略を文書化する。 - 経済的相殺がもはや存在しなくなった日から将来に向かって、財務リスクの価値の変動を当期純利益に認識することを中止する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、当期純利益に認識している財務リスクの価値の変動を開示する。 	有
市場変動から生じる変動の分解 — 経済的ミスマッチのない直接有配当契約	<ul style="list-style-type: none"> ■ 直接連動の有配当保険契約について企業がその基礎となる項目を保有している場合、企業は以下のいずれかの会計方針の選択を行う。 <ul style="list-style-type: none"> - 損益計算書の当期の保険金融収益または費用に含める。 - 損益計算書に含める当期の保険金融収益または費用を保有する基礎となる項目から生じる保険金融収益または費用との会計上のミスマッチを解消する金額に分解する（当期簿価利回り（CPBY）アプローチ）。当期純利益に認識した保険金融収益または費用と市場変数の変動から生じる契約の価値変動との差額は、OCIに認識する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業が当期簿価利回りアプローチへの、または当期簿価利回りアプローチからの変更を行う場合、以下を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> - OCI累計額の期首残高を修正再表示しない。 - 以下のとおり、変更した期及び将来の期間において、変更日におけるOCI累計額の残高を当期純利益に認識する。 <ul style="list-style-type: none"> • 企業が従来、異なるアプローチを適用していた場合、変更前と同じ仮定を用いて決定した金利を使用してOCI累計額の残高を当期純利益に認識する。 • 企業が従来、当期簿価利回りアプローチを適用していた場合、変更前と同じ仮定を用いて、OCI累計額の残高を当期純利益に引き続き認識する。 - 前期の比較情報を修正再表示しない。 - アプローチの変更が生じた期に、以下を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> • 変更の理由及び財務諸表の各項目に与える変更の影響 • 当期簿価利回りアプローチを適用しなくなった契約（以前は適用していた）の価値及び当期簿価利回りアプローチを適用することとなった契約（以前は適用していなかった）の価値 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
有配当契約（続き）		
ミラーリング・アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公開草案で提案した有配当契約の測定のためのミラーリング・アプローチは、IFRS第17号では許容も要求もしない。 	有
移行		
移行	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、遡及適用が実務上不可能である場合を除き、IFRS第17号をIAS第8号に準拠して遡及的に適用する。 ■ 企業が遡及してグループを識別することができない保険契約の場合、及び遡及適用が実務上不可能な保険契約のグループの場合、企業は修正遡及アプローチまたは公正価値アプローチを選択することが認められる。修正遡及アプローチが実務上不可能な場合には、企業は公正価値アプローチを用いなければならない。 ■ 企業がデリバティブを用いて（変動手数料アプローチの対象である）保険契約から生じる財務リスクを低減している場合には、企業は、特定の要件を満たしていれば、その財務リスクの変化の影響を将来に向かってCSMから除外することが認められる。 ■ 修正遡及アプローチの目的は、合理的で裏付け可能な情報を用いて遡及適用に最も近い結果をもたらすことである。したがって、企業は特定の修正を用いることが認められるが、修正遡及アプローチの目的を果たすのに必要な最低限の修正のみ行うことになる。 ■ 修正遡及アプローチを適用するにあたって、企業は完全遡及アプローチを適用するために用いたであろう情報を最大限に利用することになるが、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な情報のみを用いる必要がある。 ■ 修正遡及アプローチの適用に関して、表示される最も早い期間の期首におけるリスク調整として当初認識時のリスク調整を見積ることに代えて、企業は表示される最も早い期間の期首におけるリスク調整にその時点までに予想されるリスク解放を調整してリスク調整を見積ることができる。予想されたリスクの解放は、表示される最も早い期間に発行された類似の保険契約のリスク解放を参照して決定する。 ■ 完全な遡及適用が実務上不可能であるような環境では、市場変数の変動によりキャッシュフローの金額が変動する契約の保険金融収益または費用（及びOCI累計額）を決定するアプローチは以下のように修正される。 <ul style="list-style-type: none"> - 保険金融収益または費用を規則的な配分で当期純利益に表示することを目的とする契約については、企業は、最も古い市場変数の仮定を、最初にIFRS第17号を適用する際に生じる市場変数の仮定であるとみなす。したがって、IFRS第17号を最初に適用する時において、OCI累計額の残高はゼロとなる。 - 当期簿価回りアプローチを適用する契約については、保険金融収益または費用は、企業が保有する項目について当期純利益に表示される利得（または損失）と同額かつ反対の符号となる ■ 移行前に認識の中止を行った契約の影響は移行時のCSMの計算に組み入れられるが、企業は、移行時の各グループで保有する契約のうち最も早い開始日より前に認識の中止を行った契約の移行時のCSMに対する影響はゼロと仮定することが認められる。 	<p>無</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p>

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
移行（続き）		
移行（続き）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公正価値アプローチを適用する契約の、表示される最も早い期間の期首現在のCSMは、その時点の保険契約の公正価値と履行キャッシュフローの測定額との差額となる。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公正価値アプローチに基づく公正価値測定は、保険契約グループのレベルで完結する。これは、公正価値の算定が要求されるIFRS第17号の他の場面においても適用される。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 修正遡及アプローチと公正価値アプローチの両方に基づき、企業は以下を行う。 <ul style="list-style-type: none"> - 以下のいずれかの時点において、契約が変動手数料アプローチの適用要件を満たすか否か、契約のグルーピング方法、及び一般的なモデルが適用される契約の見積キャッシュフローに及ぼす裁量の影響の算定方法の評価を行うことが認められる。 <ul style="list-style-type: none"> • 契約開始時：その時点における契約条件及び市況を前提に企業が決定したであろう事項についての合理的で裏付け可能な証拠に基づき、評価を行う。 • 表示される最も早い期間の期首 - 発行が1年超離れている契約を同じグループにすることは禁止されない。 - 表示される最も早い期間の期首現在の割引率を用いて以下を行うことが認められる。 <ul style="list-style-type: none"> • 企業が一般的なモデルを適用する契約のグループに係るCSMの利息計上及び調整 • 企業が無配当契約について保険金融収益または費用を当期純利益とその他の包括利益（OCI）に分解するという会計方針の選択をしている場合に、当期純利益における保険金融収益または費用の算定 	有 有 有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ すべての移行アプローチに基づき、企業は以下を行うことになる。 <ul style="list-style-type: none"> - 企業は、IFRS第17号で要求されるCSM、保険契約収益及び保険金融収益または費用に関するすべての開示を、以下の項目別に提供することになる。 <ul style="list-style-type: none"> • 表示される最も早い期間の期首時点で存在する保険契約 • 表示される最も早い期間の期首後に引き受けた保険契約 - 企業は、その他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）で測定する金融資産について、IFRS第17号の適用を開始する際に表示する最も早い期間の期首現在の割引率を用いて当期純利益における金融収益または費用を算定している保険契約と企業の資産・負債管理（ALM）によって関連付けられている場合には、その資産のOCI累計額の期首から期末までの調整表を開示することになる。 - 企業がIFRS第17号の適用を開始する際に、表示する最も早い期間の期首時点で存在する保険契約についての開示を提供したすべての期間において、企業は移行時の保険契約の測定の方法を説明する。 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
移行（続き）		
移行（続き）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 修正遡及アプローチか公正価値アプローチのいずれかを用いて測定される契約が存在する場合には、各表示期間において、企業は以下を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> - 移行時及びその後の期間における算定した財務諸表上の金額 - 以下のアプローチを利用して測定された契約別に、公開草案のC8項で提案された情報 <ul style="list-style-type: none"> • 修正遡及アプローチ • 公正価値アプローチ 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 変動手数料アプローチを用いて会計処理する契約について、移行時に修正遡及アプローチを適用する場合には、表示される最も早い期間の期首日現在のCSMを以下のように測定する。 <ul style="list-style-type: none"> - 表示される最も早い期間の期首日現在の基礎となる項目の公正価値全額から、以下を控除 - 表示される最も早い期間の期首日現在の履行キャッシュフロー - 以下を反映する調整 <ul style="list-style-type: none"> • 当日より前に企業が保険契約者に課した金額（基礎となる項目から控除した金額を含む） • その契約の開始時から表示される最も早い期間の期首日までの間にすでに発生した関連するキャッシュ・アウトフローで、基礎となる項目から控除していなかったもの • 当日より前のリスク調整の解放（企業が移行日時点で発行する類似の保険契約に係るリスクの解放を参照することによって見積る） • 表示される最も早い期間の期首日より前に提供したサービスに関連する、契約上のサービスに対する手数料の累計額。企業は、この金額を契約のグループの総カバー単位と残存カバー単位を比較することによって見積る。 	有
移行規定—金融資産の分類及び測定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上書きアプローチに基づき保険事業に関連する金融資産を識別するアプローチに合わせて、IFRS第17号への移行時における金融資産の管理に関する事業モデルの再評価を、企業が保険事業に関連するものとして指定した金融資産に対して適用することを企業に認める。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第17号への移行時における金融資産の管理に関する事業モデルの再評価、公正価値オプション（FVO）に基づく金融資産の指定及び指定の取消、並びに資本性金融商品への投資のOCIでの表示の選択は、その基準書の当初適用時（すなわち、表示される最も早い期間の期首）に存在する事実及び状況に基づき行う。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 追加の移行規定を適用したことによる分類は遡及適用することとし、追加の移行規定を適用した結果、金融資産の分類及び測定に変更が生じたことによる累積的影響額は、利益剰余金またはOCI累計額の期首残高で認識する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、移行規定を適用する金融資産の指定に関する方針を開示する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第17号の移行規定を適用した結果、金融資産の分類及び測定に変更があった場合には、企業は、金融資産の種類別に以下を開示しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 当初適用を行う直前の測定区分及び帳簿価額 - 移行規定を適用したことによる新たな測定区分及び算定された帳簿価額 - 過去にFVOの指定をしたが、今後はFVOの指定をしない金融資産の財政状態計算書上の金額（企業が指定の取消をしなければならないものと指定の取消をすることを選択したものとを区別する） - 当初適用の結果分類が変更した金融資産に対して、企業がどのように移行規定を適用したかを財務諸表利用者が理解することのできる以下のような定性的情報 <ul style="list-style-type: none"> • 金融資産のFVOの指定または指定の取消をした理由 • 企業が事業モデルの再評価に際して異なる結論を下した理由の説明 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
移行（続き）		
移行規定－比較情報の修正再表示	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第17号の当初適用時に、企業は以下を行うこととする。 <ul style="list-style-type: none"> - 企業は、保険契約に関する比較情報を修正再表示しなければならない。 - 企業が過去にIFRS第9号を適用していた場合には、新たな保険契約に関する基準書の適用時に金融資産に関する比較情報を修正再表示することが認められる（ただし、要求はされない）。なお、それが認められるのは、事後的判断を用いずに修正再表示が可能な場合のみであり、かつ企業が金融資産の分類及び測定に関する移行規定を適用することを選択している場合である。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、IFRS第17号の適用開始日直前の年次報告期間の比較情報を調整して表示しなければならない。ただし、企業は、それより前の期間の比較情報を調整して表示することができるが、要求はされない。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ ただし、IFRSの初度適用企業は、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の規定に従って、表示されるすべての比較期間を修正再表示することが要求されることになる（IFRS第17号を適用して3つの財政状態計算書を表示する場合を含む）。 	無
その他の論点		
固定料金のサービス契約	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は公開草案第7項（e）の要件を満たした固定料金のサービス契約に対して、IFRS第15号を適用することができる（強制ではない）。 	有
保険契約の結合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本公開草案の第8項の規定は、公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（ED/2015/3）の第4.56項で提案した、契約の実質に従うべきことを定めたIFRSの一般原則に置き換えられる予定である。 	有
組込デリバティブの分離	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、IFRS第9号を適用して分離すべき組込デリバティブがあるか否かを判定することが要求される。分離すべき組込デリバティブがある場合には、そのデリバティブの会計処理方法を決定しなければならない。 	無
カバー期間前のキャッシュフロー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新契約費の定義を満たすキャッシュフローのみがカバー期間の開始前に発生する可能性がある。したがって、IFRS第17号を通じて「カバー期間前のキャッシュフロー」への参照をすべて削除し、このような事例では「新契約費」のみを参照する。 	有
契約の認識の中止	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存の契約に追加された要素について、その要素が当初から存在していれば区分されたであろう場合には、その要素の追加によって、当初契約の認識の中止及び新規契約の認識が行われる。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約の認識を中止しグループから除く場合には、そのグループに係るCSMを、認識を中止したカバー単位を反映するように調整する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、以下を適用している場合にはそれぞれ次の処理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> - 実効金利法または保証利率（crediting rate）アプローチ：過去にOCIに認識した残額を当期純利益に振り替える。 - 当期簿価利回り（current-period book yield、CPBY）アプローチ：過去にOCIに認識した残額を当期純利益に振り替えない。 	有
利用可能な情報	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第17号は、保険契約を測定する際に「すべての利用可能な情報」を考慮する必要性について触れている。企業は、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いてこの目的を達成する。 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
その他の論点（続き）		
インフレ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 以下の項目に基づくインフレに関する仮定は、それぞれ次に該当する。 <ul style="list-style-type: none"> - 指数、物価またはインフレに連動するリターンを有する資産の価格は、金融変数の仮定である。 - 特定の価格変動に関する企業の予想は、非金融変数の仮定である。 	有
重要な保険リスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発行者が現在価値ベースで損失を被る可能性がある場合にのみ重要な保険リスクが生じることを明確化するため、公開草案のガイダンスが修正される。 	有
ポートフォリオの移転及び企業結合	<ul style="list-style-type: none"> ■ ポートフォリオの移転または企業結合により取得した契約は、ポートフォリオの移転または企業結合の日発行されたものとして会計処理することを明確化するため、公開草案の第43-45項が修正される。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約の分類に関する評価を行う日は、ポートフォリオの移転または企業結合の日（すなわち、取得日）と一致する。 	有
観察可能なデータがない場合の割引率の決定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約のキャッシュフローを貨幣の時間価値について調整する割引率は、保険契約のキャッシュフローと同じ特性を有する商品の観察可能な現在の市場価格と整合する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 割引率の決定にあたり、企業は以下の判断を行う。 <ul style="list-style-type: none"> - 観察可能な取引と測定対象の保険契約の差について調整するために、観察可能なインプットに適切な調整を確実に行う。 - その状況において利用可能な最善の情報を用いて観察不能なインプットを設定する。利用可能な最善の情報以外の情報についても、市場参加者がそれらのインプットを評価する方法を反映するという目的と整合するようにする。したがって、観察不能なインプットは利用可能な関連する市場データと矛盾するものであってはならない。 	有
再保険契約から生じる利得の非対称な取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当初認識後において、元受契約の将来キャッシュフローの見積りの変動が即時に当期純利益に認識される場合、当該変動により生じる再保険契約の将来キャッシュフローの見積りの変動は当期純利益に認識しなければならない。 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
その他の論点（続き）		
集約のレベル	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約に関する基準書の目的は、個々の保険契約の測定の原則を提供することであるが、その目的を達成できるのであれば、企業は保険契約を集約することができることを明確化する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ CSMの調整及び配分の目的は、報告日現在のCSMが契約のグループについて提供される将来のサービスに対する利益を表すことである。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、契約のグループに係るCSMを時の経過に基づき配分することになる。したがって、CSMは当期及び予想される残存カバー期間にわたって配分されることになり、その配分は、カバー単位に基づき行われることになる。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ グループの「カバー単位」の数量とは、そのグループ内の契約で提供するカバーの総額であり、個々の契約別に、その契約に基づき提供する給付の量及びその契約の予想されるデュレーションを考慮することによって算定する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約ポートフォリオとは、同様のリスクにさらされており、かつ単一のプールとして一括して管理されている契約のグループである。異なる種類の商品（例えば、定期生命保険と一時払定額年金とを比較する場合）に属する契約は、同様のリスクを有していないことが見込まれるため、それぞれ異なるポートフォリオに属することが見込まれる。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、保険契約ポートフォリオを以下のグループに分類する。 <ul style="list-style-type: none"> - 当初認識時点で不利な契約 - 当初認識時点で不利になる可能性が軽微な契約 - 上記の要件を満たさない契約 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ ポートフォリオを複数の契約グループ（当初認識時に不利なグループ、不利となる可能性が軽微なグループ、及びその他の契約のグループ）に分類するという規定の適用は、法令または規制上、企業が保険契約者の特性に応じて保険料率または給付の水準を設定する実務に対して特定の制約があるため、規定の適用により契約ポートフォリオが上記のグループに分類される場合にのみ、免除される。この場合、企業はこのような契約を同じグループに含めることができ、含める場合にはその旨を開示する。この免除規定は、他のいかなる規制の影響を受ける取引にも類推適用されない。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発行日が1年超離れている契約は、同じグループに含まれない。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、合理的で裏付け可能な情報を用いて、一連の契約がすべて不利であるか、または不利な契約を含まないかを判定することができる。これが不可能な場合には、個々の契約レベルでの評価が行われる。また、企業は、当初認識時に利用可能な情報に基づき契約を他の契約と同じグループにすることが可能であると判断できる場合には、それらの契約を一体として測定することができる。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、グループ内の契約が不利になるリスクを、見積りの変更に関する企業の内部報告と整合的な方法で評価する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、グループ内の契約が不利になるリスクを、発生すればその契約が不利となる見積りの変更に対する履行キャッシュフローの感応度に基づき評価する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、ポートフォリオをさらに分けることが認められる。例えば、企業の内部報告で契約が不利になるリスクを区別する情報が提供されている場合に、それが認められる。 	有
<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、CSMに係る利息の計上について、平均期間が1年以内である加重平均割引率を用いることが認められる。 	有	

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
その他の論点（続き）		
項目の表示	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、変動手数料アプローチを用いて測定した契約に関する項目を独立の科目で表示する必要はない。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、裁量権のある有配当性を有する投資契約を別個に開示する必要はないが、開示の集約に関する一般原則は適用される。 	有
IFRS 第15号の開示規定との比較可能性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、適用している実務上の便法を開示しなければならない。 	有

マイルストーンと今後のスケジュール

2007年5月、IASBはディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備の見解」を公表した。また、2013年6月に本公開草案を発行し、保険契約の改訂案を再公開してコメントを求めた。

2014年1月から、IASBは公開草案を通して挙げられた問題点について再審議を行っている。

その他の基準書との関係

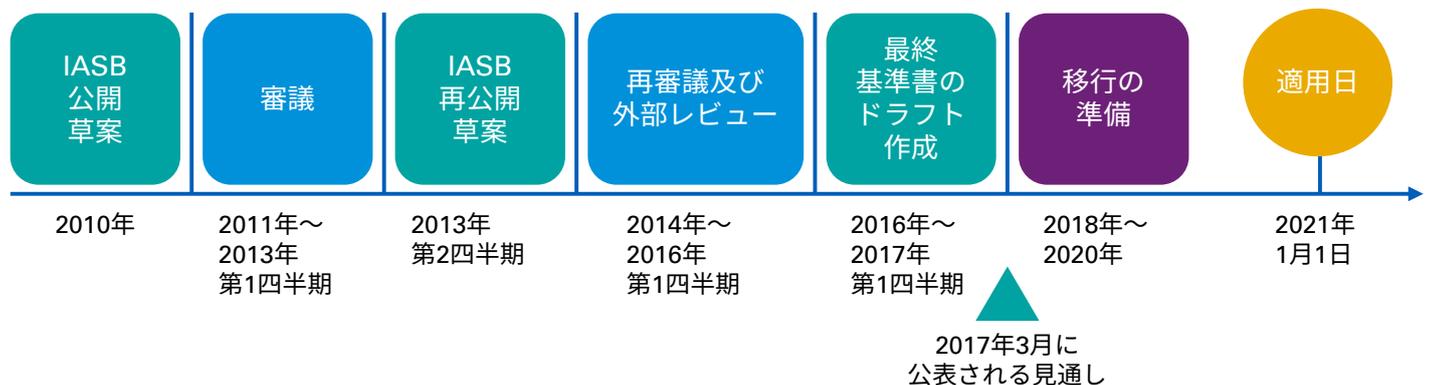
IASBはその再審議過程において、保険契約の会計が他の既存または将来の基準と整合しているかについても検討しており、その中には新しい収益認識に係る基準書（IFRS第15号¹³）が含まれている。

IASBは、IFRS第9号¹⁴が保険者の投資の大部分をカバーすることから、IFRS第9号とIFRS第17号がどのように関係するかも検討した。2016年9月、IASBはIFRS第4号「保険契約」の改訂を公表し、IFRS第9号とIFRS第17号の適用日が異なることから生じる問題の一部に対処した。

これらの改訂に関する詳しい情報及び分析は、(KPMGの刊行物「First Impressions」及び「SlideShare presentation」並びにIASBの改訂案についての再審議を含む) [Insurance topic page](#)を参照のこと。

¹³ IFRS最終基準書の詳細 IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」及び「IFRS最新提案の解説：公開草案「IFRS第15号の明確化」」を参照。

¹⁴ IFRS最終基準書の初見分析 IFRS第9号「金融商品」を参照。



KPMGの出版物はプロジェクトの異なる側面を検討しています。

KPMGの出版物	
1	Blog post: Insurance contracts – No time to watch and wait (January 2017)
2	First Impressions: Amendments to IFRS 4 (September 2016)
3	SlideShare presentation: Insurance amendments (September 2016)
4	New insurance contracts standard – It’s time to engage (July 2016)
5	IFRS Newsletter: Insurance (issued after IASB deliberations)
6	New on the Horizon: Insurance contracts (July 2013)
7	Challenges posed to insurers by IFRS 9’s classification and measurement requirements
8	Evolving Insurance Risk and Regulation: Preparing for the future (June 2016)

保険契約プロジェクトに関する詳細な情報（IASBの保険の提案に関するKPMGの出版物を含む）は、[KPMGのウェブサイト](#)をご参照ください。また、本ニュースレターではFASBの保険契約プロジェクトの動向について取り上げていませんが、ウェブサイトでは2014年2月以降のFASBの保険契約に関する情報も掲載されています。2014年2月以降のFASBの保険契約プロジェクトに関する詳細な情報は、[Issues&Trends in Insurance](#)をご参照ください。

[IASBのウェブサイト](#)及びFASBのウェブサイトには、ボード会議の概要、会議配布資料、プロジェクトの要旨、ステータス・アップデートが掲載されています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG KFRG Limitedが2017年2月に発行した「IFRS-Insurance Newsletter」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS保険ニュースレター（IFRS – Insurance Newsletter）は、KPMGが提供する、保険契約プロジェクトに関する最新情報です。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。